

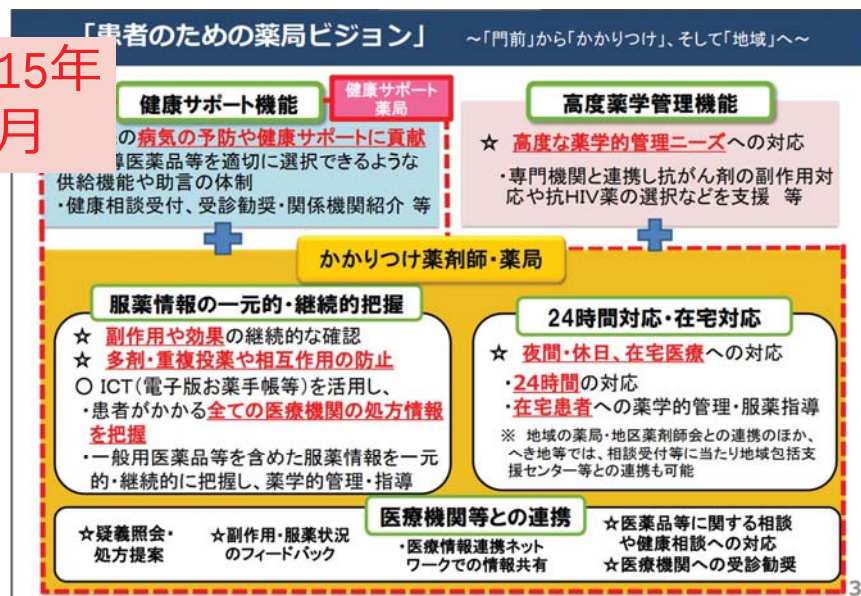
専門医療機関連携薬局の 申請について

南日本薬剤センター薬局 山門慎一郎

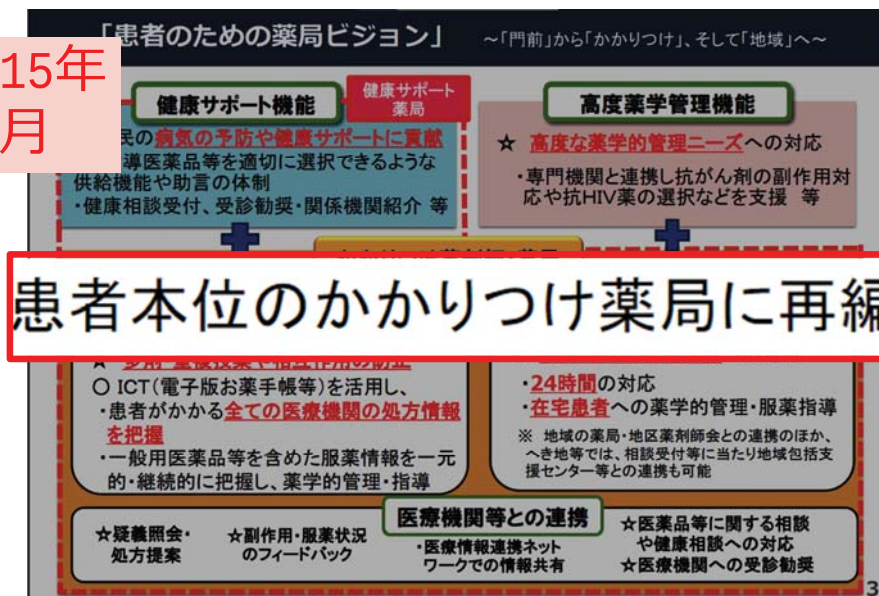
南日本薬剤センター薬局

令和4年8月1日
専門医療機関連携薬局（がん）の認定

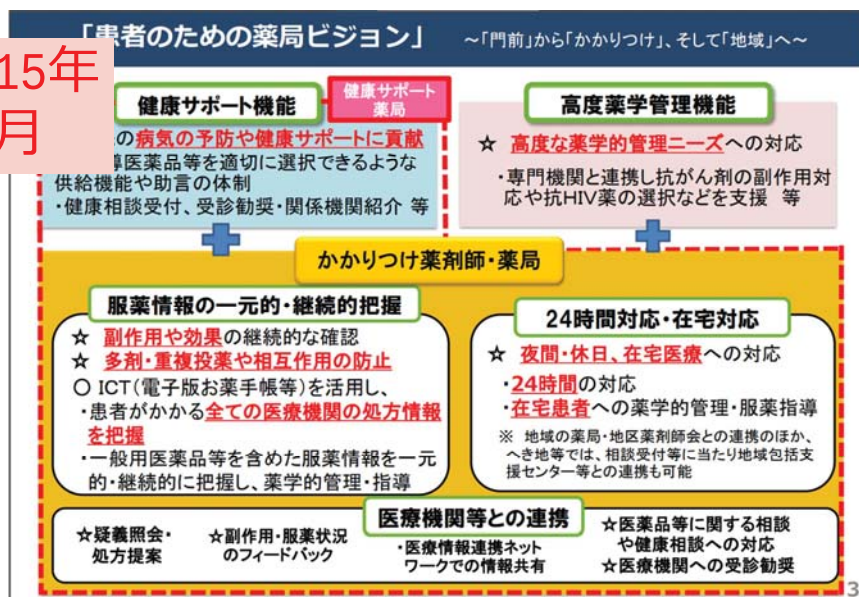
2015年
10月



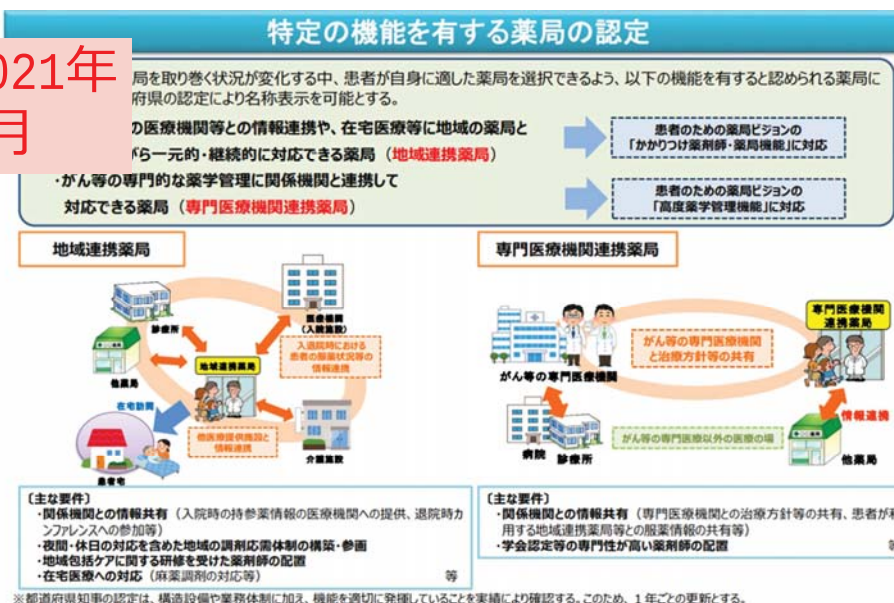
2015年
10月



2015年
10月



2021年
8月



二次医療圏に1件以上

- 鹿児島県内には9つの二次医療圏が存在する。

二次保健医療圏	
圏域名	圏域内市郡
鹿児島	鹿児島市、日置市、いちき串木野市、鹿児島郡
南薩	枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市
川薩	薩摩川内市、薩摩郡
出水	阿久根市、出水市、出水郡
始良・伊佐	霧島市、伊佐市、始良市、始良郡
曾於	曾於市、志布志市、曾於郡
肝属	鹿屋市、垂水市、肝属郡
熊毛	西之表市、熊毛郡
奄美	奄美市、大島郡
9圏域	43市町村(19市20町4村)

(鹿児島県保健医療計画(平成25年3月)より抜粋。)



認定基準 (抜粋)

- ▶ 専門性を有する常勤として勤務している薬剤師の体制
- ▶ 専門的な医療の提供等を行う医療機関との間で開催される会議への参加
- ▶ 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師等に対して報告及び連絡した実績 (過去1年間に於いて薬局で処方箋を応需しているがん患者数のうちの半数以上のがん患者について)

認定基準（抜粋）

▶ 専門性を有する常勤として勤務している薬剤師の体制

（７）傷病の区分に係る専門性を有する常勤として勤務している薬剤師の体制
（規則第 10 条の 3 第 4 項第 7 号関係）

本規定は、傷病の区分に係る専門性を有する常勤の薬剤師を配置していることを求めるものであり、当該薬剤師は規則第 10 条の 3 第 6 項に規定する基準に基づき厚生労働大臣に届け出た団体が認定する薬剤師であること。

がんの区分に係る専門性とは、抗がん剤の化学療法の知識のほか、支持療法で用いる薬剤も含め、がんの薬物療法全般に係る専門性を有する薬剤師であること。

なお、常勤として勤務している薬剤師の取扱いについては、地域連携薬局における第 2 の 3（７）の取扱いと同様の考え方で対応すること。

【傷病の区分に係る専門性の認定を行う団体】

○傷病の区分：がん

団体名	専門性の名称	届出受理年月日
一般社団法人 日本医療薬学会	地域薬学ケア専門薬剤師（がん）	令和 3 年 6 月 9 日
一般社団法人 日本臨床腫瘍薬学会	外来がん治療専門薬剤師	令和 3 年 6 月 9 日

▶ 地域薬学ケア専門薬剤師（がん） 1 名（+ 他支店 1 名）

認定基準（抜粋）

▶ 専門的な医療の提供等を行う医療機関との間で開催される会議への参加

専門医療機関連携薬局としてその役割を発揮するためには、がん治療に係る医療機関との連携体制を構築した上で、利用者の治療方針を共有することや必要な情報提供を行うことなどの業務に取り組むことが求められる。このため、薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師を、利用者の治療方針を共有するためにがんの区分に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関が開催する会議に継続的に参加させていることを求めているものであり、参加の頻度については、当該医療機関における会議の開催状況を踏まえつつ、薬局として参加すべきものを検討した上で積極的に関わっていくこと。「第 1 項に規定する傷病の区分（本規定ではがんの区分）に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関」とは、厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等及び都道府県が専門的ながん医療を提供するものとして認めた医療機関であること（以下、本通知

専門的な医療の提供等を行う医療機関

▶ がん診療連携拠点病院等

鹿児島大学病院、鹿児島市立病院、鹿児島医療センター、いまきいれ総合病院、済生会川内病院、相良病院、出水郡医師会広域医療センター、薩南病院、南九州病院、鹿屋医療センター、種子島医療センター

▶ 鹿児島県がん指定病院

南風病院、厚生連病院、今村総合病院、鹿児島市医師会病院、サザンリージョン病院、指宿医療センター、川内市医師会立市民病院、出水総合医療センター、霧島市医師会医療センター、北薩病院、曾於医師会曾於医師会立病院、徳洲会大隅鹿屋病院、おぐら病院、池田病院、新村病院

専門的な医療の提供等を行う医療機関との間で開催される会議への参加

- ▶ 専門的な医療の提供等を行う医療機関が開催する薬局利用者に関するカンサーボードや退院時カンファレンスが該当
- ▶ 連携充実加算に係る保険薬局向けの研修会は該当しない
- ▶ 専門薬剤師の病院研修で参加するカンファレンス等は条件付き該当
 - ✓ 自薬局利用者がカンファレンスで取り扱われている
 - ✓ 薬局の代表とし参加し薬局内にその情報を周知させる

専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師等に対して報告及び連絡した実績（過去1年間において薬局で処方箋を応需しているがん患者数のうちの半数以上のがん患者について

本規定は、前号の体制を構築した上で、薬局開設者が、認定申請又は認定更新申請の前月までの過去1年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に、当該薬剤師からがん治療に係る医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して、当該薬局で処方箋を応需しているがん患者数のうち半数以上のがん患者について情報の報告及び連絡を行わせた実績を求めるものであること。

なお、がん患者とは、抗がん剤や支持療法に必要な薬剤を用いてがん治療を受けている者を指すものであり、がん治療に係る医療機関と連携を行う中で、対象となる者を判断すること。

南日本薬剤センター薬局のがん患者の概要

- ▶ 1年間の癌患者数 約 1 5 0 名
- ▶ 専門的な医療の提供等を行う医療機関の患者 3 6 名（申請時）

南日本薬剤センター薬局のがん患者の概要

- ▶ 門前医療機関からの患者が大半（1年間の癌患者数 約 1 5 0 名）
- ▶ 専門的な医療の提供等を行う医療機関の患者 3 6 名（申請時）

分子・分母とも専門的な医療の提供等を行う医療機関だけで良い

トレーシングレポートの提出

- ▶ 薬剤毎に副作用チェックリストを作成し電話フォローアップ
- ▶ 有害事象がなかったことも報告
- ▶ 医療機関によっては専用のトレーシングレポートの書式
- ▶ がん患者は自分の病名や病状についてよく説明できることが多い
- ▶ がん患者では電話フォローアップを受け入れる割合が高い

スムーズな申請のために

- ▶ 認定の取得の必要性を薬局経営者と職員で共有すること
- ▶ 認定要件の解釈について薬務課へ確認しながら準備すること
- ▶ 病院研修の進め方や医療機関との連携について病院薬剤部の先生に相談すること